

南部箕蚊屋広域連合告示第3号

令和7年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和7年2月3日

南部箕蚊屋広域連合長 陶 山 清 孝

記

1. 期 日 令和7年2月18日（火） 午前10時

2. 場 所 南部町役場 法勝寺庁舎 議場

○開会日に応招した議員

仲 田 司 朗

河 中 博 子

大 床 桂 介

一 橋 信 介

荊 尾 芳 之

山 路 有

景 山 浩

乾 裕

真 壁 容 子

勝 部 俊 徳

○応招しなかった議員

な し

令和 7 年 第 2 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会会議録（第 1 日）

令和 7 年 2 月 18 日（火曜日）

議事日程

令和 7 年 2 月 18 日 午前 10 時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 2 号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）＜委員会付託＞
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）＜委員会付託＞
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第 10 議案第 7 号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について＜委員会付託＞
- 日程第 11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第 12 議案第 2 号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 3 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 14 議案第 4 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 15 議案第 5 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第 16 議案第 6 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 7 号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について
- 日程第 18 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議事日程の宣告
- 日程第 4 施政方針の説明
- 日程第 5 議案第 2 号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について＜委員会付託＞
- 日程第 6 議案第 3 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）＜委員会付託＞
- 日程第 7 議案第 4 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）＜委員会付託＞
- 日程第 8 議案第 5 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算＜委員会付託＞
- 日程第 9 議案第 6 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算＜委員会付託＞
- 日程第10 議案第 7 号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について＜委員会付託＞
- 日程第11 広域連合行政に対する一般質問
- 日程第12 議案第 2 号 南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第 3 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第14 議案第 4 号 令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第15 議案第 5 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算
- 日程第16 議案第 6 号 令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第 7 号 南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について
- 日程第18 閉会中の継続調査の申し出について＜議会運営委員会＞

出席議員（10名）

1 番 仲 田 司 朗

2 番 河 中 博 子

3 番 大 床 桂 介

4 番 一 橋 信 介

5 番 荊 尾 芳 之

6 番 山 路 有

7 番 景 山 浩

8 番 乾 裕

9 番 真 壁 容 子

10 番 勝 部 俊 徳

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため出席した者の職氏名

書記長 田 子 勝 利 書記 山 本 佳 奈
..... 書記 爲 國 沙 耶

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 陶 山 清 孝 副広域連合長 小 澤 敦 彦
副広域連合長 中 田 達 彦 事務局長 吾 郷 あきこ
事務局次長 安 達 広 典 主任 齋 古 直 樹
監査委員 坂 口 正 治

午前 10 時 00 分開会

○議長（勝部 俊徳君） 皆さん、おはようございます。

定刻になりましたので、これより会議を開きます。

ただいまの出席議員は 10 人でございます。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、令和 7 年第 2 回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。

7 番、景山浩議員、8 番、乾裕議員。

日程第 2 会期の決定

○議長（勝部 俊徳君） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日１日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、１日間と決定いたしました。

日程第３ 議事日程の宣告

○議長（勝部 俊徳君） 日程第３、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第４ 施政方針の説明

○議長（勝部 俊徳君） 日程第４、施政方針の説明に入ります。

陶山連合長より施政方針の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） これより令和７年第２回南部箕蚊屋広域連合議会定例会に提案いたします令和７年度一般会計予算、介護保険事業特別会計予算並びに本年度の事業概要を説明し、介護保険事業の情勢と当面する諸課題につきまして所信を申し述べ、本議会定例会を通じて、議員各位をはじめ、広域連合区域内の住民の皆様の御理解を賜りたいと考えております。

さて、介護保険制度は創設から２４年が経過し、団塊の世代が７５歳以上となる２０２５年を迎える中、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして定着、発展しております。その一方で、総人口の減少により高齢化はさらに進展し、高齢者と障害がある方の世帯や認知症がある方と男性介護者のみの世帯など、様々な課題が顕在化し、高齢者に関する総合的な相談窓口としての地域包括支援センターの重要性が高まっています。

本広域連合では、引き続き構成町村と協力して高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して生活できる地域づくりを目指し、地域包括ケアシステムを深化、推進する取組を続けてまいりたいと考えております。令和７年度は第９期介護保険事業計画の中間年度となりますが、現状と課題を踏まえ、引き続き介護保険事業の安定的な制度運営を図ってまいります。

さて、本広域連合における介護保険の運営状況ですが、令和６年１２月末時点での第１号被保険者は、９，１４４人で、前年同月と比較して２３人減少していますが、高齢化率は３８．３％と前年同月と比較して０．４％上昇しています。また、認定者数は１，６４９人で、前年同月と比較して１

2人の減となっております。その一方で、介護給付費は19億8,177万円と対前年度比較でも3.3%の増となっており、2.04%増の報酬改定の影響を差し引いても給付実績は伸びている状況となっています。

次に、予算の概要について説明いたします。

令和7年度一般会計の予算規模は5億6,100万円で、前年度に比べて5,600万円、11.1%の増額を見込みました。増額の主な理由は、令和7年度末までに行うこととされている介護保険システム標準化のための費用を計上したことによるものでございます。

また、介護保険事業特別会計の予算規模は31億200万円で、前年度に比べて200万円、0.1%の減額を見込みました。介護給付費は、サービス間で実績を考慮し、予算額の調整を行っていますが、総額としては第9期計画に基づく費用額を計上しております。

本定例会にはこのほかにも令和6年度の一般会計補正予算、介護保険事業特別会計の補正予算のほか、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更等の議案を提案しておりますので、全議案とも御賛同賜り、御承認をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、施政方針といたします。ありがとうございました。

日程第5 議案第2号 から 日程第10 議案第7号

○議長（勝部 俊徳君） それでは、日程第5、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報保護に関する条例の一部改正についてから日程第10、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてまでを一括して説明を受けたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第2号から日程第10、議案第7号までを一括して説明を受けます。

提案理由の説明を求めます。

陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、議案の説明を行います。議案第2号から行います。

議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第292条において準用する同法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、事務局長のほうから説明させますので、よろしくお願いいたします。ま

とめて後ほど説明をいたします。

議案第 3 号でございます。令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）。令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 4, 4 5 0 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正によるものといたします。

この内容につきましても後ほど説明をいたします。

続きまして、議案第 4 号でございます。議案第 4 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）でございます。令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第 1 条、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2, 8 5 2 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 3 億 2, 8 5 9 万 7, 0 0 0 円とする。2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表、歳入歳出予算補正による。

詳細につきましては、後ほど事務局から説明をいたします。

議案第 5 号でございます。議案第 5 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算。令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合の一般会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 億 6, 1 0 0 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。一時借入金。第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入れの最高額は 6 0 0 万円と定める。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

議案第 6 号でございます。議案第 6 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算。令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合の介護保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 1 億 2 0 0 万円と定める。2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表、歳入歳出予算による。一時借入金。第 2 条、地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の最高額は 3 億円と定める。歳入歳出予算の流用。第 3 条、地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費及び地域支援事業費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の款の流用とする。

詳細につきましては、事務局から説明をいたします。

議案第7号でございます。議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更について。別紙のとおり、南部箕蚊屋広域連合広域計画を変更することについて、地方自治法第291条の7第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、提案いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長、補足説明をお願いします。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。それでは、議案第2号から議案第7号について御説明をいたします。

まず、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてでございます。

本案は、刑法の一部改正が施行されることに伴い、本条例中の刑事罰の名称を「懲役」から「拘禁刑」に改めるものでございます。

施行期日は、令和7年6月1日としております。

続きまして、議案第3号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）でございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金でございます。390万円を増額し、4億8,223万2,000円とするものです。主に派遣職員給与等負担金及び特別会計繰出金の増に伴う町村負担金の増額でございます。

2款国庫支出金、2項国庫補助金でございます。127万円を増額し、127万1,000円とするものです。これは介護報酬改定に伴うシステム改修補助金の増額でございます。

6款諸収入、2項収益事業収入でございます。93万1,000円を増額し、1,260万1,000円とするものです。これは介護予防サービス計画作成収入の実績見込みによる増額でございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費でございます。188万9,000円を増額し、9,608万5,000円とするものです。これは主に事務局の派遣職員給与等負担金の増額によるものでございます。

3款民生費でございます。473万5,000円を増額し、4億4,629万9,000円とするものです。主に特別会計への繰出金及び地域包括支援センターの派遣職員給与等負担金の増額によ

るものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第4号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

補正内容の主なものを御説明いたします。補正予算書の2ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料でございます。5 2 2 万円を増額し、6 億1, 9 9 9 万3, 0 0 0 円とするものです。これは保険料収入見込みに伴う増額でございます。

3 款国庫支出金でございます。1, 7 9 6 万4, 0 0 0 円を増額し、7 億3, 8 9 8 万6, 0 0 0 円とするものです。主に調整交付金の交付見込みに伴う増額でございます。

4 款支払い基金交付金でございます。9 9 0 万5, 0 0 0 円を増額し、8 億3, 2 4 5 万2, 0 0 0 円とするものです。給付費交付金、地域支援事業交付金の交付見込みに伴う増額でございます。

5 款県支出金、1 項県負担金でございます。2, 2 1 2 万2, 0 0 0 円を減額し、4 億2, 2 0 1 万2, 0 0 0 円とするものです。介護給付費負担金の交付見込みに伴う減額でございます。

6 款繰入金、2 項基金繰入金でございます。1, 4 4 6 万3, 0 0 0 円を増額し、6, 8 9 0 万8, 0 0 0 円とするものでございます。実績見込みによる増額となっております。

続きまして、3 ページ、歳出でございます。

1 款総務費、3 項介護認定審査会費でございます。1 3 6 万4, 0 0 0 円を減額し、7 4 2 万9, 0 0 0 円とするものです。こちらは実績見込みに伴う審査会負担金の減額でございます。

2 款保険給付費でございます。令和6年度の実績見込みに伴い、項目間での予算調整を行った上で、3, 0 0 0 万円の増額としております。

以上、特別会計でございます。

続いて、議案第5号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算でございます。

主な内容を御説明をいたします。予算書の4ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。

1 款分担金及び負担金でございます。本年度予算額5 億3, 3 4 0 万6, 0 0 0 円、前年度と比較して5, 5 0 7 万4, 0 0 0 円の増でございます。一般会計負担金、派遣職員等給与負担金、特別会計繰出金の増に伴い関係町村負担金を増額しております。

2 款国庫支出金、本年度予算額9 6 3 万1, 0 0 0 円、前年度と比較して2 0 万5, 0 0 0 円の増となっております。

3 款県支出金、本年度予算額 5 7 1 万円、前年度と比較して 1 7 万 4, 0 0 0 円の増でございます。

6 款諸収入、本年度予算額 1, 2 2 5 万 1, 0 0 0 円、前年度と比較して 5 4 万 7, 0 0 0 円の増となっております。

続きまして、歳出でございます。

2 款総務費、本年度予算額 1 億 1, 0 3 8 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較して 4, 8 6 7 万 8, 0 0 0 円の増でございます。これは主に介護保険システムの標準化に伴うシステム改修委託料、システム保守料の増額によるものでございます。

3 款民生費、本年度予算額 4 億 4, 8 6 2 万 7, 0 0 0 円、前年度と比較して 7 3 6 万 2, 0 0 0 円の増でございます。主に特別会計への繰出金、地域包括支援センター派遣職員の給与等負担金の増額によるものでございます。

以上、一般会計でございます。

続きまして、議案第 6 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算でございます。

主な内容を御説明をいたします。予算書の 5 ページをお開きください。歳入から御説明いたします。

1 款保険料、本年度予算額 6 億 1, 2 3 3 万 7, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 4 3 万 6, 0 0 0 円の減でございます。第 9 期介護保険事業計画に基づいた収入を見込んでおります。

3 款国庫支出金、本年度予算額 7 億 4 5 9 万 4, 0 0 0 円、前年度と比較して 1, 6 4 2 万 8, 0 0 0 円の減となっております。

5 款県支出金、本年度予算額 4 億 5, 8 4 5 万 5, 0 0 0 円、前年度と比較して 2 7 5 万 8, 0 0 0 円の増でございます。

6 款繰入金、本年度予算額 5 億 3 8 0 万円、前年度と比較して 1, 7 9 0 万 2, 0 0 0 円の増でございます。第 9 期計画に基づく基金繰入金の増によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、本年度予算額 2 9 億 8, 7 1 2 万 6, 0 0 0 円、前年度と比較して 1 5 4 万 3, 0 0 0 円の減でございます。第 9 期介護保険事業計画に基づいた給付費を計上しております。

以上、特別会計でございます。

続きまして、議案第 7 号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更についてでございます。

本案は、現在の南部箕蚊屋広域連合広域計画について、計画期間が満了することから、令和 7

年度を初年度とする広域計画の策定を行うものでございます。計画期間のほか、現在の事業の実態に合わせて記載内容を若干修正しております。変更後の計画の計画期間は令和7年度から令和11年度の5年間で、施行期日は令和7年4月1日としております。

これで説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、提案説明が終わりましたので、これより各議案ごとに質疑に入ります。

なお、執行部より説明いただきました議案につきましては、この後、総務民生常任委員会に付託いたしますので、総括的な質疑のみを行い、個別的な詳細質疑につきましては、総務民生常任委員会で行っていただきますようお願い申し上げます。

それでは、まず、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について、これに関しまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、以上で質疑は終結いたします。

次に、議案第3号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第2号）につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、以上で質疑は終結いたします。

それでは、次に、議案第4号、令和6年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 令和6年度の補正予算の特別会計についてお聞きいたします。

私がお聞きするのは、資料4ですね、これに伴う、資料を出してください。4の7ページのところで、今回の介護サービス事業費等の補正のところがあるんです。そこに、詳しいことは委員会で聞きますが、連合長等の所見をお伺いしておきたいのは、今回の補正の内訳で、居宅介護サービス給付費と地域密着型の介護サービス費が減って、施設介護サービスの給付費が6,954万2,000円増えてきたと。第9期の計画もいわゆる地域包括ケアの深化ということで、家にいながら住み続けられると、こう言うんですけれども、この傾向ですね、居宅、地域密着型が下がってきて施設介護サービス給付費が上がってくる。この数字を見て、何か特別な事情があったのか、それとも傾向としてこういう傾向があるのか、あるのであれば、いわゆる地域で住み続けることと言いながら、やはり施設重視になってこざるを得ないのか、この辺のちょっと見解をお伺いし

ておきたいと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。在宅を中心に住み慣れた地域でと言いながら、金額の面ではこういう施設サービスが増えてるといったことに対する御質問だろうと思っています。

データ等を私のほうもしっかりと分析していかなくちゃいけないと思ってますけれども、特に高齢化が進んでいる現状というのが背景にあるんじゃないかと思っています。85歳以上で介護保険を認定を受け、90歳以上になるとなかなか自宅の中では難しいなという高齢者が増えてというのが私は背景にあるのではないかと考えています。その中で、サービス高齢者住宅等に入居されますと、そこで在宅介護という名目の中で潤沢なサービスを受けられる。または施設介護でいいますと、医療の中でも介護保険を導入したサービス制度も増えてきておりますので、そういう背景がこのような費用の増加につながっているのではないかと、このように推察しているところでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 詳しくはということだとは思いますが、これが結果として次の、来年度の、次年度の計画にこれが反映してくるわけですね、数字とって。それで、私は施設介護サービスの給付費が増えてくるのも当然だというふうに考えているんですけど、ここで居宅介護のサービスと地域密着の減ってきたっていう点ですね、この点について、何か6年度の特徴的なことがあったのか、傾向なのか、その辺をちょっと知りたいんですよ。それはどうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。第9期計画の給付費の中の配分が若干居宅のほうに偏っていた部分がありまして、施設介護給付費のほうを少し増やしたほうがいいんじゃないかなという気持ちも半分ぐらいありながらの計画値となっておりますので、やはり当初見込んだように施設給付費のほうがあった以上に伸びている。それから、介護医療院ができましたので、こちらの給付費のほうが大分高くなっておりまして、そこで給付費が膨らんでいる部分と、老健、介護老人保健施設のほうがここに来て利用がぐっと増えているというところがありまして、今回の増額の計上となっております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） すみません。今の事務局の話を、担当課の話を聞いて、連合長、

当初、9期計画を立てるときに居宅に偏っていた面があるのかなって、こうおっしゃられましたよね。今回は調査するじゃないですか。調査したときに、明らかに居宅のほうがいいって数字が、数が出ているんですね。でもそれで居宅に偏っていたことというのは、これは偏っていたんじゃないかって、アンケート等を取る中で出した数字なんですか。それとも意図的に居宅のほうがいいよねと、国が言ってるからというのでつくったんですか。その背景をちょっと教えてください。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。計画を立てるときには過去の実績をずっと追いかけて、それによって推計をしますので、過去の実績からいくと居宅のほうに少し多めに配分するかなということになっていたんですけれども、ここに来て高齢化も非常に進んでおりますので、思ったような推移になっていないということでございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、ほかに御質問のある議員はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、議案第4号につきましては、以上で質疑は終結いたします。

次に、議案第5号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 新しい年度の一般会計予算です。先ほどの標準化の件についてはまた詳しく委員会で聞きます。ここで連合長に聞いておきたいのは、この3年ごとのサイクルの中の2年目というのは次期の10期計画の調査に入る時期だと。この中ではアンケート調査、ニーズ調査とかやってくるわけですね。そういうふうにおっしゃったんですが、私、この予算から見て、それがどこに反映されてるかってよく分からないんです。それで、非常に計画をつくる前の、何ていうの、ニーズ調査、アンケートは非常に私は大事だと思っています。それをいわゆるどこかに任せるんじゃないかって、この広域連合内の特徴をどうつかむかっていう点では考えていけないといけないし、十分時間もかけて、お金もかかってくるだろうと思うんですけども、そういうようなことは今回は、10期計画の準備をするといっても予算のどこに表れてるのかということと、こういう計画立てるときに、通常より仕事量が増えると思うんですけども、人事の増とか、そういうことについても次年度には考えていないということなんですか。その辺の予算の関係と、どのようにしようとしているか、ちょっとお聞かせ願えますか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。一般会計のほうには町村負担金という形で調査のために特会事務費分が増えているという御説明を申し上げたかと思います。調査のための費用は特別会計の運営協議会費のほうに計上をしております。（「特会のね」と呼ぶ者あり）はい。特別会計の歳出の運営協議会費の中に計上をしております。

それから、人員体制については、計画の年、それから調査を行う年につきましても、いつもどおりの人員体制で事業は実施しておりますので、来年度もそのように考えております。（「できるということですか。分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（勝部 俊徳君） よろしいですか。

それでは、ほかに御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で質疑はなしと認め、質疑は終結いたします。

次に、議案第6号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 質疑なしと認め、以上をもって議案第6号につきましての質疑は終結いたします。

次に、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更につきまして、御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） これは資料の2のところについております南部広域連合の広域計画のところについての質問です。令和7年の2月に策定して、4月から行いますよと、この広域化計画なんですけども、この何ページ目かな、大きい項目の4、老人福祉計画の広域化のための調査研究に関すること、これがあるんですけども、各町村が老人福祉計画をつくっていて、広域化のために調査研究に関することをこの広域連合でも行っていきますよと、こういうふうに述べて、そしたらどういうことをするのかということで(1)、(2)を上げています。その(1)のところでは、介護が必要な状態に陥ることを予防し、または要介護状態になること、悪化することを防止するため。書いてあるのは、介護保険外サービスの充実や各種サービスの提供機関と相談窓口などが十分連携できる体制に取り組んでいくと書いてあるんですね。ここでは、これは広域連合は、言ってみれば介護保険のお金を集めて介護保険の給付を順調にやっていくことなんですけども、ここで要介護状態が悪化すること、予防して悪化するというところで、なるべく介護保険にお世話になら

ないようにしていくということを書いてあると思うんですね。本当にこれが必要なのかどうか。広域の仕事は集めてきたお金でしっかりと介護保険を運営していくことだと思うんですね。予防等は町村の仕事になってくると思うんですけども、この介護保険の事業主が要介護が悪化することを避ける、予防するというふうを書くことは適切なのですかということと、もう一つは、介護保険外サービスの充実ということは、ここで言っている介護保険外サービスとは何を指してここに書いてあるんですか。その2つです。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。介護保険事業の中には一般介護予防事業というのもございまして、要介護状態にならないために予防していくということで、包括支援センターが主にその役割を担っていると認識しております。うちのほうでこういった形でお金を払っているかといいますと、一般介護予防事業、それから生活支援体制ですね、介護保険外サービスの部分につきましては、生活支援体制整備事業ということで、インフォーマルサービスの整備などは構成町村ごとに行っていただくということで、そこに対して委託料をお支払いするというようなやり方で事業をしております。以上です。（「2つ目の質問。介護保険外サービスとは何を指しているんですか」と呼ぶ者あり）

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長、答弁をお願いします。

○事務局長（吾郷あきこ君） 介護保険外サービスというのは、いわゆる助け合いであったり、それから社会福祉協議会が行っている何かであったり、介護保険ではないけれども、シルバー人材センターであったり、その構成町村ごとにいろいろなメニューがあるかと思うんですけども、そういった整備もしておられると思います。それが生活支援体制整備ということで、広域連合からは委託料をお支払いをしているということでございます。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長、今、事務局の方がそう言ったんですけど、連合長も同じ考えですか。特に、私、広域化計画、介護保険の計画、すごく大事だと思うんですけども、保険者がお金集めておく中で、広域化計画の中で、老人福祉計画の広域化のためにが一番最初に介護予防の推進が出てきて、それを介護保険からもお金払って介護にならないようにしていくというところにお金を使っていくんだと。これは本来町の仕事ですよ。だから幾らここで論議しても、地域支援事業は町ですからできないわけですが、そもそも町でしないといけないものを介護保険のお金でしていくこと自体が問題あるんじゃないかと私は思っているんですよ。その点はどうか考えますか。これはここで解決できることじゃないですけども、介護保険とはどういうものかっ

ていうことを位置づける中で、首長の姿勢が非常に大事になってくると思っています。その点どうか。これは首長に聞いてるんですね。

それと2つ目の介護保険外サービスとは何をいうかといったら、先ほど言ったのは、助け合いとかシルバー人材とかって言うんですよ。介護保険外サービスの事業はそれしかないわけですか。私はここで読み取ったのは、介護保険外サービスというのは老人福祉計画との関連ですから、町が行っていく、自治体が行うサービス事業ではないかというふうに思っているんですよ。そうではないですか。例えば介護保険外、いっぱいあります。介護保険を使わない施設入所とかありますよね。そういうところの充実をここに書いてあるのかと思うんですけど、そうではないんですか。その点どうですか、連合長。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。ここで老人福祉計画の広域化のための調査研究に関することと言ってますのは、私も深くここを見た覚えはないんですけども、各市町村がこの介護保険事業計画によって予防的要素をしっかりとすることによって、出口と言っては失礼かもしれませんが、最終的に介護保険といったものの制度のお世話をするにつながりますので、その入り口部分の各自治体の高齢者福祉計画を十分に連携しながら調査研究することによって、できるだけ均衡ある福祉のベースの部分をつくっていこうといったことがあるんじゃないかと思っています。

それから、いわゆる福祉の中のインフォーマルのサービスというのは、各町の中で多種多様なものがあると思います。伝統的にある村のサービスもあれば、さらに先ほど議員がおっしゃられたような制度として近くにあるようなものもきっとあるだろうと思っていますので、そういうものを今日も議論がありましたような重層的な支援の体制も視野に入れながら、複層的に各地域の中で、または各組織の中で支え合うような構造をつくっていくといったことが必要なんではないかといったことがこの中にあるんだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 連合長に確認しておきたいのは、ここでいう介護保険外サービスというのは、インフォーマルだけではなくって、先ほど重層的な取組ということは、当然公費が入って公が行うサービスも入っていると、こういうふうに認識していいわけですね。その確認です。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。それはあくまでも各老人福祉計画、各町が

想定します老人福祉計画の中に入っているものと想定してもいいんじゃないかと思ってます。広範な意味ではですね。広範な意味では老人福祉計画は全ての高齢者の福祉に関わることを計画しますので、そこの町がやっている広範なサービスについてをその中で書き加えていると、このように思っております。（「もう質問できないかな」と呼ぶ者あり）

○議長（勝部 俊徳君） はい。以上で終わります。

ほかに御質疑のある方は挙手の上、御発言ください。

〔質疑なし〕

○議長（勝部 俊徳君） それでは、質疑はなしと認め、以上で議案第7号につきましては質疑は終結いたします。

お諮りいたします。議案第2号から議案第7号につきまして、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、総務民生常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、総務民生常任委員会に付託いたします。

それでは、ここで一旦本会議は暫時休憩に入ります。よろしくお願いいたします。

午前10時42分休憩

午後 2時00分再開

○議長（勝部 俊徳君） それでは、会議を再開いたします。

日程第11 広域連合行政に対する一般質問

○議長（勝部 俊徳君） 日程第11、広域連合行政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、質問を許します。

なお、議員の質問時間と執行部の答弁を合わせた時間が1時間であります総合時間制としておりますので、その点は御了承の上、厳守していただきますようお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、9番、真壁容子議員の質問を許します。

真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） ただいまより一般質問をいたします。答弁よろしくお願いいたします。

介護保険は今年、2000年4月の制度開始から25年目を迎えます。国民の期待を受けてスタートした制度でしたが、その後、度重なる改悪で、給付削減、利用料負担の増、保険料の値上げなどが続いてきました。見逃せないのは、様々な給付削減などの制度改悪と一体に、2010年代後半から介護保険の理念をも変質させてきたことではないでしょうか。

介護保険法はもともと高齢者の自立支援をうたっていました。それは介護を必要とする高齢者に適切なサービスを提供することで尊厳ある生活を送れるようにするという意味であり、自立した生活イコール介護が不必要な状態ではないというのがそれまでの政府の説明でした。それが2016年、当時の安倍首相のときに政府の未来投資会議で、従来の介護は高齢者ができないことをお世話するものであったが、それを高齢者が自分でできることを助け、介護が要らない状態までの回復を目指す、このような支援に切り替えると宣言したのです。

それを受け、翌年の2017年度からその理念を受けた形で介護認定率の減少、1人当たりの介護給付費の抑制、このように進める市町村等に交付金を出す、このような制度が導入されてきました。給付費削減が介護保険制度に位置づけられてきたのです。それはその後の利用者負担の連続の引上げや介護報酬の大幅削減の取組になって続いてきているのです。その結果、現在、全国的には人材不足と事業所の撤退、廃業による提供体制の崩壊が叫ばれ、介護保険の危機だという事態が起こってきているのではないのでしょうか。そして、この介護保険制度の現在の到達点が、介護保険制度で保険料を徴収しながら掲げる目標が、安心して使える介護保険ではなく、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる介護保険制度ではなく、地域づくりですね、それが介護保険事業計画の大きな柱となってきたのではないのでしょうか。

基本目標の第1は、地域包括ケアシステムの深化、このように掲げているのです。その中では住民相互の支え合いを求めてきているのです。その住民相互の支え合いには、構成町村が主体性を持って地域の多様な主体の連携等を行う、このように明記されています。だとすれば、介護保険者の広域連合は、地域包括ケアシステムの深化にどのような役割を果たすのか、同連合の大きな柱となってくるのではないのでしょうか。地域包括ケアシステムの機能を果たすには、介護保険での居宅サービス事業がますます大事になってくることは目に見えています。

今、先ほど指摘したように、事業所の撤退、廃業等によってどんどん供給体制が少なくなっています。連合内ではこのような全国的な影響がどのように出ているのかをお聞きしたいと考えています。また、介護保険事業の危機打開のためには、何よりも国の負担増、このことを連合長にしっかりと国に求めていっていただきたい、この立場から質問をいたします。

第1点目、居宅サービスの現状について。第9期事業計画に基本目標「高齢者ができる限り住

み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり」を掲げるに当たり、広域連合では居宅サービスをどのように位置づけているのでしょうか。これは第9期の事業計画のアンケートの中に表れた数字等を見て、広域連合内での高齢者の実態と声を連合長に求めたいと考えています。

2点目、広域連合内の居宅サービス事業所のこれまでの推移を教えてください。

3点目、連合内の訪問介護事業所の数と従業員数、同通所介護事業所の数と従業員数を教えてください。

4点目、訪問介護、通所介護の供給量を広域連合はしっかりと持っておく必要があると思うのですが、その点についてはどのように考えているのでしょうか。この中では、域内、域外、いわゆる広域連合内外の利用状況も数字を示してくれたほうが分かりやすいのですが、それが出来るのでしょうか。できたらそれをお伝えください。

第2点目、訪問介護についてです。

訪問介護事業が介護報酬の引下げによって非常に危機に瀕していると言われていました。2024年度から始まった訪問介護報酬の影響は、この連合内には起こっていないのでしょうか。

第2点目、廃業、倒産の増える中で、訪問介護事業所の経営状況を広域連合は把握しているのでしょうか。

3点目、国庫負担割合増の声を上げることにについて。何よりも介護保険事業の危機打開のためには国庫負担割合の増を求めるべきではないかと考えています。私は、とりわけ今、国庫負担率が25%を35%に上げることによって、大幅な危機打開ができるというふうに考えるのですが、連合長はこの国庫負担割合の増を求めていくことについてどのようにお考えか、お聞きをいたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長、答弁。

○広域連合長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、第9期事業計画に基本目標「高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり」を掲げるに当たり、居宅サービスをどのように位置づけているかという御質問にお答えしてまいります。

第9期計画では、第8期計画に引き続き、高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくりを基本目標にし、目標達成のために地域包括ケアシステムの深化、介護予防と健康づくりの推進、認知症施策の推進、個人の尊厳の保持の4つの方針を掲げ、構成町村と協力して施策の推進を図ることとしております。

地域包括ケアシステムのイメージは、住まいを中心として、それを取り巻くように医療、介護、生活支援と介護予防を配置する形で表現されます。具体的に言いますと、高齢者本人を中心として、御本人が必要とされるときに必要な医療であったり、介護のサービスであったり、あるいは生活支援、介護予防の部分で希望される地域の活動や介護予防に取り組んだりされる、そのようなイメージでございますので、居宅サービスをどこに位置づけるかということになりますと、御本人が必要とされて利用される介護サービスの一部であり、生活を支えるものであると考えております。

次に、地域の居宅介護サービス事業所数のこれまでの推移についてでございます。介護保険サービスは、大きく分けて居宅介護サービス、施設介護サービス、地域密着型サービスがあります。いわゆる在宅系のサービスとしては居宅介護サービスと地域密着型サービスが該当しますので、ここではこの2つを合わせたものをお答えいたします。

南部箕蚊屋広域連合管内の在宅系サービス事業所数は、平成26年度には居宅介護サービス事業所52、地域密着型サービス事業所6の合計58事業所、平成28年度には定数19人以下の小規模なデイサービスが地域密着型サービスに移行する制度改正が行われましたので、居宅介護サービス事業所48、地域密着型サービス事業所10の合計58事業所となり、ここをピークに少しずつ減少し、令和6年度には居宅介護サービス事業所39、地域密着型サービス事業所9の合計48事業所となっております。

次に、連合域内訪問介護事業所の数、従業員数、同通所介護事業所の数、従業員数についての御質問ですが、直近の令和6年4月時点では、訪問介護事業所は3事業所、通所介護事業所は6事業所、地域密着型通所介護は2事業所となっております。なお、従業員の数につきましては把握しておりません。

訪問介護、通所介護の供給量をどう考えているのかとの御質問でございますが、訪問介護、通所介護とも管内の事業所でなければ利用できないというものではなく、高齢者本人や御家族の意向を踏まえ、ケアマネジャーがその方に合った事業所を調整する仕組みとなっております。したがって、今回、管内の訪問介護事業所に聞き取りを行いました。利用が多い2事業所では、基本的にケアマネジャーからの依頼は全て受けるようにしており、指定の曜日や期日に対応できない場合のみ相談の上で曜日や時間の変更をしているということでございました。通所介護については、管内6事業所の定員の合計は200人、地域密着型通所介護については管内2事業所の定員の合計は28人となっておりますので、必要な量が確保できると認識しております。

また、域内外の利用状況についてですが、令和6年11月審査分の実績から申し上げますと、

訪問介護の利用件数は146件、事業所数は33でございます。内訳としましては、管内の訪問介護事業所の利用は66件、事業所数は3、管外の訪問介護事業所の利用は80件、事業所数は30でございます。同じく11月審査分の通所介護の利用件数は270件、事業所数は25でございます。内訳としましては、管内の通所介護事業所の利用は219件、事業所数は6、管外の利用は51件、事業所数は19でございます。

続きまして、2024年度から始まった訪問介護報酬の影響について問うということでございます。

令和6年度の介護報酬改定におきまして、介護報酬全体を平均すると2.04%の増額改定でありましたが、訪問介護サービスは基本報酬において若干減額されました。一方で、処遇改善加算において他のサービスよりも高い加算率の設定、中山間地の事業所向けの特定事業所加算の追加、訪問介護事業所と同じ建物や同じ敷地内にある建物の入居者に対してサービスを提供する場合の同一建物減算において新たな区分の追加などが行われました。報酬改定の影響については、これまでも改定のたびに国の社会保障審議会介護給付費分科会介護報酬改定検証・研究委員会において調査研究を行われており、令和6年度の報酬改定に係る調査研究も始まっています。今回の調査は令和6年9月にアンケート調査という形で実施され、令和7年2月をめどに集計、分析、検証を行い、3月には評価を行う日程が公表されているところでございます。

次に、訪問介護事業所の経営状況をどう把握しているのかという御質問についてでございます。

南部箕蚊屋広域連合は、県の権限移譲を受けることによって居宅介護サービス事業所の運営指導を行っていますが、これはそれぞれのサービスが施設基準、人員基準、運営基準それぞれに沿って実施されているかを確認するものであり、経営状況について確認するものではないため、管内事業所の経営状況について把握はしておりません。

介護サービス事業所の経営状況につきましては、国の社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会が介護事業経営概況調査を報酬改定後2年目の5月に、介護事業経営実態調査を報酬改定後3年目の5月にそれぞれ実施されており、この調査により、全ての介護保険サービスの収支の状況が分析されています。令和7年度は概況調査の年に当たっており、去る1月30日に開催された委員会で、調査の時期を令和7年5月、結果の公表時期を令和7年12月とすることのほか、調査対象や調査の基本方針、調査項目に訪問系サービスにおける訪問に係る移動手段や移動時間に関する項目や、介護テクノロジーの導入状況、保守点検のランニングコスト等に関する項目を追加することについて議論されていますので、令和6年度介護報酬改定後の介護サービス事業所の経営状況については、この調査結果を待つことになろうと思います。

最後に、国庫負担割合の増を求めるべきではないか問うとのことでございますが、昨年8月にも同様の御質問をいただき、答弁しておりますように、介護保険制度を持続可能なものとするための公費負担の在り方の見直しについては、全国町村会で継続的に要請活動を行っているところでございますので、今後もそちらでの要請を続けていくことを考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁容子議員。

○議員（9番 真壁 容子君） まず1点目の居宅サービスの現状について、これを連合長の答弁を聞いて、どうあるべきかということを書いていくときに、私はどうしてもこの連合内の高齢者の世帯状況、まずこれをつかんで、同じ認識を持つことが大事なのではないかと思ひまして、第9期の事業計画の資料に基づいて確認すると同時に、連合長の所見をお伺いしていきたいと思うんです。

高齢者ができる限り住み慣れた地域で安心して自分らしく生活できる地域づくり、これを大きな目標に掲げて出てくるのがいわゆる地域包括ケアシステムの深化という目標になってきているわけです。それがどのような形で行われるべきかという点でいえば、高齢者の今属する世帯の状況、これは計画の中の8ページに上がっています。ここでは、広域連合内では総世帯数、高齢夫婦世帯、高齢単独世帯、今は広域連合ですから、南部、日吉津、伯耆町、ちょっと置いておきまして、広域連合の指数でいきたいと思うのですが、高齢者を含む世帯が5,389世帯。次ですね。高齢夫婦世帯のみが平成27年から令和2年について100世帯以上増えて、現在1,084世帯で全体の12.9%を占めている。より深刻なのは、高齢単独世帯、これもいわゆるここでいえばこの単独世帯のが比較的伸び率が高くって、877世帯、平成27年から令和2年の1,055世帯に増えてきているということですよね。これについては連合長もよくおっしゃられて、大体3割近いところが、25%から3割、もう少しあると思う。南部町はもう少し多かったかな。がいわゆる高齢夫婦ないしは高齢単独世帯だということなんですよ。

ここで、連合長、私がお聞きしたいのはね、このような世帯構成の中で、誰もが住み続けるために地域包括ケアをしていくときに、お互い助け合って、こう言うんですよ。言うんですけれども、例えばうちの集落で起こっていること。一人の女性が動けなくなって、住民の方がボランティアを行っていく。ところがそのボランティアの方も年取ってきて、家族の中に病人が出てしまった。いついつ病院に行きたいけれどもって、こう言うんだけれども、自分の家族も送っていかなくてはならない。もう疲労こんぱいして倒れてしまうんですよ。この実態ですよ。これは今では身近な例は1つあるんですけども、恐らくどこでもそういうことが起こっているのではな

いかと思うんですよ。そうしたときに、連合長、この数字を見ながら、地域包括ケアでボランティアを頼むということについては、どのような形態が考えられるとお考えですか。非常にもう無理な状況に来ているのではないかと思うんですけど、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 真壁議員の御質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、3割弱の地域が高齢者世帯で深刻だと言われましたけども、お一人暮らしの方たちというのもおられるということも確かに事実だろうと思っています。私も去年はちょうど選挙を控えていましたので、例年以上に地域を回らせていただきました。その中で私が一つ驚いたのは、近所の方が、70代の方ですけれども、90代のお一人暮らしのお宅の玄関先を掃除しておられるわけです。2人で代わる代わるそのお一人暮らしのところの方を週に二、三回ぐらい安否確認も含めて行ってやっているのよと恥ずかしそうに言っておられましたけれども、そういう地域の中で支え合うというものは現実にはあると思っています。もちろん真壁議員のおっしゃる様に非常に疲労こんぱいされてる方もおられますので、これは使える制度はしっかりと使っていくようなことを包括支援センター等も通じながら、できるだけ力添えをしていかなくちやいけないと思っています。こういうところを地域の支え合いでもたせるということは非常に難しいところもきっとあると思っています。私は、そのバランスの問題であって、全てをいわゆるシステムの的にやっていく、これも、何ていうんですか、理屈の上ではできるのかもしれませんが、現実的な問題ではやはりないだろうなと思っています。ほんのささやかな10分、15分でもいい、そういうほんのちょっとした支え合いというものが本来は地域の大きな力になっていくのではないかなという具合に思っているところです。

しっかりとこういうところを検証しながら、今、私が言ったことがその次の果たして10期にそのまま落とし込めるものかどうかといったことがこれから2年の調査の中で出てくる重要な問題だろうと思っています。言われます御意見も十分に尊重しながら、安心して暮らせる地域というものを探っていかなければならないと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 介護保険での介護がより深刻になっているのは、先ほど一人の人の中心にして、医療、介護、予防等で支えていくっておっしゃったんですけども、医療というのは、保険持ったら、自分で判断してかかれるんですよ。ところが介護というのは認定があるから、自分でかかりたいと思ってもかかれないというのがまず一番の問題なんですね。そこをクリアするには一定の要介護度がなければ保険としては使えません。ところが、今、支えましょ

というのはそこに至るまでのところを地域で支えようということですよ。これが連合長のおっしゃるように玄関を掃いてする方や、疲労こんぱいしながらも見ていらっしゃる方がいるんだけど、私が見てて思うのは、この地域にもう数十年前に嫁いできて思いましたのは、地域のつながりですよ、やっぱり農村というのはすごいいいなと思ったのは、よく知ってるから、地域のつながり、助け合って昔からなさっているんですよ、みんな。こんな介護保険で地域包括ケア、助け合いましょうとやっても、住民たちは本当に助け合いの力を持っている。そこの続きで今みんなやってるわけですよ。ただ単に介護保険で支え合いが大事だっていうことをやっているという認識ではないっていうのが見てて非常によく分かるんですよ。そういうことも確かに私は生きていく中で一番大事なところだと思うんですけども、それにおんぶにだっこしてはいけない。これ痛切に感じるんですよ。ボランティアをしようという人たちに重荷になるようなことをさせていくことが行政側や保険制度を持ってる保険者としてあってはならないことではないかということについてはどうお考えですか。

あのね、連合長も現状をよく知ってると思うんですけども、何が言いたいかというと、介護保険で使えない、至らない移送サービスとか、そういうサービスについては、介護保険でできなければ公的にそれを支援する仕組みをつくっていく。ボランティアっていうのは自発的にしてるから、みんななさっているんですよ。そこが必要になってくるということを、これは介護保険外だと回答来ること百も承知で言ってるんですけども、今は連合長、副連合長は町に帰られたら首長ですからね、その責任はあると思うんですよ。それについて考えたら、そこの仕組みがなければ地域包括ケアが成り立っていかないのではないかという意見に対してどういうふうにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。お答えいたします。

私も同感です。介護保険だけで地域で安心して暮らせるものではありませんし、ここにおられる副連合長さんも帰られて町村長になった場合には、買物の場所であったり、医療に行く手段であったり、そういうことは行政の中でしっかりと支えていかなければならないと、このように考えておられると思います。

さっき言われた農村の問題も深刻でして、先日、島根大学の作野教授に家の問題で、振興協議会を中心の学習会の中でいただきました。村というものが、いわゆる集落ですね、村が農業を中心に、農業を支えるために村があり、それを支えるために家があり、それを支えるために人がいる。家を守るために長男には必ず帰ってこいと、その家が繁栄する限り、その村は農業とい

うつながりで安泰だったといったものが、農業自体がそのような多くの人の力をもって、お互いの支え合いによってする農業から近代的な農業に行く、その過程の中で、村と家と人が分断されてきていると、こういうようなお話をいただいて、じゃあその場合にどうやって家を支えるのか、家を支える人をそのまま地域の中に残すのか、または残さないのかといったことがあります。私はこのことが全て、福祉にしても、それから地域の活力にしても、一番根底にあるものだろうと思ってます。一度失ったものをもう一度直せというわけになりませんので、そこは家の形、それぞれに住んでおる人の形が変わっても、安心してできるところは、介護保険制度と、冒頭言いましたように、地域の各それぞれの市町村の支援といったものをうまくミックスさせながら、それ以外の部分でも地域の皆さんが支え合うような構造、これを重層的に重ねることによって地域の皆さんが安心して暮らしていける。決して各自治体が制度にあぐらをかくというようなことはないというふうに思っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁容子議員。

○議員（9 番 真壁 容子君） 次の質問に行くのに、やっぱりこの地域包括ケアをボランティアで支えるというところの問題点をもうちょっと連合長に聞きたいと思うんですよ。介護保険制度は65歳以上からもう強制的にお金を取られている保険料。ところが使う方は2割以下。ほとんどの8割の方がこれを使わずに人生を全うしていく。これは健康であって、総合保険だからありがたいことなんだと、こういう理屈も成り立つかもしれません。しかし、65歳以上の全ての方々から介護保険制度を取っている以上は使いたいときに使える制度にしていく。それが今の国の不備でできなければ、その不備を直していくように声を上げていくとか、できないところを保険の中で一般財源をも入れてしていくことが先に求められると思うんですよ。

地域包括ケアでボランティアでいえば、連合長、こういう言い方したら、私たち公務員や議員には少々厳しいことになるかもしれませんが、ほとんどの方は従来から隣の人が大丈夫だろうかと言っている。みんなだんだん忙しくなっている。例えばニュータウンの西町の例ですよ。西町の郷をつくってボランティアを募ったけれども、70歳以上も元気であればみんな働いている。それをやめてまでボランティアすることにならない。自分の生活も支えていかないといけない。とすれば、例えば議員である私は、町から報酬をもらっている。一日の中で、自分のしたいこともあるけども、近所の方が乗っけていってほしいといったときに、その時間に割いていけるのか。議会が終わったときに、あの人がこうこうしてるので乗せていってほしいかどうかっていったときに動けるのだろうか。例えば町の職員が公務員でしっかりと給料をもらっている。家に帰ったときに、待ったわ、あんたが帰ってきて、今からどこそこに乗せていってくれっていうところ

ろに応えていけるような体力の状態と心身とも維持できると思われますか。私は今、地域包括ケアで言ってることは、そういうことの強制を言っていることに究極的にはなってくるのではないかっていうことを非常に懸念しているわけです。本来、介護保険を支えていく人の気持ちというのは介護保険の以前からあったわけなんです。それをボランティアが大事だからしましょう、あなた方のするボランティアの仕組みを保険者が考えましょう。これでは人の気持ちがすさんでこそすれ、本当に自ら介護していこうという、周りの人たちが心配だから動こうというようなことになっていかないのではないかって非常に懸念を持っていますが、その辺、連合長、どうでしょうか。そして、今、保険者が言っている地域包括ケアの深化というのは、そういうことを言っているのではないのですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。お答えをいたします。

真壁議員のおっしゃることも、そういう事例もあるだろうと思いますけれども、私はそのような、何というんですか、強制的なボランティアというのは当然続かないでしょうし、歯を食いしばってやるのはやはりボランティアではないだろうなと思っています。例えば、何ていうんですか、一人で草刈りを2時間、3時間、歯を食いしばってするということは私も時々ありますけれども、やはり役目となった場合には、役目だぞって皆さんと一緒にやるときには、例えば30分でやめだよなと、そういう何か少し雑なところはあっても、お互いにおもんばかるといったところが持続可能であり、そしてまた、その持続性を担保するためにこういう、もしボランティアでその辺りのところをやろうやといったときには、一番大事なことはそうなんではないかと思っています。できるだけ多くの人で思いを一つにして、できるだけ短い時間でお互いが納得と満足が得られるような、そんな方法を探っていくのがボランティアではないかと思っています。もし歯を食いしばって続けなければいけないようなボランティアが行政やそういう計画の中であるとすれば、やはりそこは修正する必要があるだろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 地域の草刈りと介護保険が求めているボランティアは基本的に違います。草刈りは自分たちの集落の維持のために、誰がお金出してくれるわけじゃないんですよ。しなければ自分たちがお金出してしなければいけない。だからどうするかっていうんです。介護保険はお金集めてるんですよ。全65歳以上の方から集めていて、それを使うには認定が要る。それまでに至らんところについてはボランティアでやると、こう言っているわけですよ。それがそもそも大きな間違いではないかと言っているんですよ。国がそう言ってますからね、自分と

このこの連合だけ反発していけん、いけんということを言えないのは十分分かりますけれども、そもそもそういう問題があるのだというところで見ていかなければ、次から言うことなかなか通用しないので言っておきますけども、そもそも介護保険にはそういう矛盾点がある。

今、そういう中で、介護保険が利用しない人たちも、次の32ページから33ページは、世帯別・要介護別で見たときに、介護保険があるんだけど、使っていますか、使っていませんよというとき、見たときにね、単身世帯で要介護3以上の未利用の50%というのにちょっと驚いたんですけれども、考えてる方が、できたら訪問系をお願いしたいというのが一番多くなっているわけですね。これは実際数字として出てきている。夫婦のみではどうかというと、訪問系もそうだけれども、通所系も示している。それで、その他の世帯になったら組合せ等が要るんですよって言うてるんですけども、それを全体に見た場合、訪問系がやっぱり単身世帯、夫婦のみの世帯のときには大事だということがこの数字から見えてきてると思うんですけども、在宅ケアですね、人が生き続けるために、住まいを自分たちのところで住みたいと思うときにはこの訪問系のサービスというのがやっぱりなくてはならないものだという認識はありますか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。在宅ケアは重要なサービスのものだと思いますし、ぜひともあるべきだと、在宅を支えるといったものは必要だろうと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 在宅が大事だというのは出てきていますが、それで、今日、議会では6年度の決算と令和7年度の予算を審査したんですけども、状況としては、在宅サービスが減って施設サービスが増えてきているという現状があるんですよ。これはね、連合が言っているいわゆる地域包括ケアの深化とはいいながら、実際は施設サービスがなくてはもたない状況が来ているんです。これは議会の中でもその理由に広域連合の事務方のほうからは、高齢化があるんだろうと、それと重症化ですね、それがあんだろうということを言っているんですけども、それで減ってきているだけなんだろうかという指摘です。実は、これ2024年に厚生労働省が発表したものから作成されているもので、訪問介護事業所がもう全然ない町村とか、1か所しかない町村がたくさん出てきているということで問題になって、一般紙にも出ていましたよね。それで鳥取県のここの関係でいえばね、3つの連合の中でいえば、日吉津村と南部町はもう訪問介護事業所が1か所だけだと。これは南部町についていえば元から1か所だったので問題はないよっていうことだそうですけども、日吉津村も1か所しかないけども、非常に立地条件がいいので、皆、米子から来るから大丈夫だよと、こういう状況だと思うんですね。

ところが、先ほど教えていただいた分ですよね。訪問介護では、これ何年でしたっけ、以前に利用者が146で事業所が33あったのが、66人で3か所になって、外からが80人という、訪問のほうは外から来るほうが多くなってきている。ということは、広域連合内で訪問介護を受けたいと思っても、もう域外のところを利用しなくては供給できない状況だっていうことについての、こういう理解でいいんですか。だとすれば、その現状を、連合長、どのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長です。先ほど答弁の中で、管内、管外の利用について申し上げておりますけれども、管外の利用につきましては、必ずしも連合管内にお住まいの方が使っておられるとは限りません。住所地特例という形で、米子であったり、それから遠方の子供さんの近くなどに引っ越しておられる方もありますので、そういった住所地特例の方が使われたものが80件、事業所数としては30というのが実績でございます。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） だから私が言っているように、一概にはそうとは言えないということをおっしゃりたいということなんですよ。比較的全国的に見たら、この広域連合は訪問系や通所系でも、いわゆる全国的な危機という状況は起こっていないというふうになんておっしゃっているんですけども、とすれば、事業所の数が訪問介護では減ってきているということなんではないですか。それは減ってきていないんですか。同時に通所もです。先ほど言ってくれた数字はどうなんですか。減ってきているのではないですか。それを、減っているかどうか、ちょっと教えてください。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 事務局長でございます。訪問介護事業所につきましては、平成28年度は6事業所ございました。そのうち3つの事業所が主に人員不足という理由で業務のほうをおやめになっておられまして、現在、令和6年4月時点では、南部町に1事業所、それから伯耆町に2事業所、日吉津村のほうにはございません。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） そうですね。事業所が決して増えてるわけじゃなくて、かえって減っているわけですよ。

次の36ページ、計画の36ページ、受給率の地域分析、これを見たときに、私、今、在宅と施設としきりに言っているんですけどもね、これを見てくれたら、全国平均と比較すると、広

域連合は在宅サービスが低く、施設・居住系サービスは高いといっても若干、そんなに、いわゆる日野町や日南、江府みたいな率じゃないんですね。ここは人口も少ないですからね。ただ、やっぱり思いましたのは、全国平均と比較すると在宅サービスが低いというのは、この中で在宅サービスが一番低いわけですよ。この状況ですよ。この状況ですよ。よそにないのかと思って見たときに、そうでもないんです。鳥取県では日南、江府も1か所しかないのだけれども、この数字をちょっと説明してくれませんか。どういふようになっていて、説明するって、広域連合長はこれをどんなふうに見えますか。やっぱり在宅が数字で出る限りは少ないんですよ。それは利用者がいないのか、在宅がないので、ないのでっていう言い方は変だよ。在宅を利用するんじゃないかって、うんと高齢化が進んで、重症化が進んで施設に行っているんだというのか、お金があるので、もうほかの施設に入ってサービス受けてるんだと、どういふふうにお考えですか、この数字は。何を見たらいいんだろう。どう考えたらいいんでしょうか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。少ないといったことはこのグラフの中で分かりますけれども、客観的に境港市の13.5の実態と広域連合の9弱のこの数字がどういったことを具体的に意味しているのかといったところを読み取る力がありません。ただ、一方で、医療制度の中で介護と医療の統合といったものが今叫ばれています。いわゆる医療が医療だけでということではなくて、医療の中に介護要素を設けた、そういうサービスを展開していくべきだというような議論も今ありますので、ぜひそういったところも含めながら、介護の充実というんですか、医療と完全に分断して、ここは介護、これは医療といったものではなくて、そのグレーなゾーンをお互いが、何ていうんですか、支え合っていくといったようなことが今求められているといったことを、今後、深化していけば、この辺りがまた展開が変わってくるのではないかなと思って見えます。この数字だけで私は読み取ることはできないと思います。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） これだけ見て読み取ることはできなくとも、連合長がおっしゃるように、医療でもどうのこうのって言いますが、今、私、広域連合の保険者に対して質問してるんですよ。65歳以上から全部お金取っというて、必要な介護が、必要なサービスができていのかというところの、このやり取りなんですね。そこで見る限りは、よその様子は分かんと言いますけれども、近隣で見たら、大山町、日野町等に比べたら、じゃない。どこに比べても一番低いんだという状況が出てきているという状況は何を意味しているかという、地域包括ケアシステムの深化と言いながら、在宅サービスが充実されなければ、それは絵に描いた餅になってしま

うのではないかと。今の町でも、この在宅サービスが今の連合の中でも求められているので、そこに対する対策等をもう少し考えるべきではないのかなという意見を持っているわけですよ。供給で足りているとお考えですか。ちょっと飛んで80ページには、令和5年度までの3年間の結果を見て、今、第9期の見込みを出してきているんですよね。ここでは、訪問介護、60ページから二、三ページがそれぞれのサービスの量の見込みを出しています。なるほど見込みを出さないと介護保険は保険料が決められませんから、それは仕事でなさるのはよう分かるし、してもらわないと困るんですよ。でもこの訪問介護の令和6年の4万4,460回と言ってるけれども、これを供給できる体制を連合内、連合内と言ったら米子もあるとおっしゃいますが、これをつくっているというふうにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） ちょっと訪問介護のほうの計算までしてきてはいなかったんですけども、管内に限らず、サービスが必要な人はどこからでも来ていただけるようなものになっておりますので、用意ができていないのではないかと考えています。

通所介護のほうにつきましては、しっかりと確保できているというふうに考えております。先ほど答弁の中でありましたように、通所介護、11月の実績ですけれども、利用としては270件で、利用日数が3,345日の利用があります。連合管内で準備できているのが1日当たり228人、掛ける営業日数、祝日を外したとしても24日ですので、掛け算をすると5,472日ということになりますので、日数としては確保ができていないかと、通所介護については確保できているというふうに思っております。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） この通所、訪問については、確保できているというのは、連合管内での施設で確保できているということなんですか。

○議長（勝部 俊徳君） 吾郷事務局長。

○事務局長（吾郷あきこ君） 通所介護につきましては、連合管内の事業所の定員で確保ができていないというふうに思っております。（「訪問は」と呼ぶ者あり）

訪問介護につきましては、訪問介護員が何人いるかということで訪問できる件数も決まってくるので、その辺りのことは、回数のことまではちょっと把握ができておりません。ただ、管内の事業所でないと使えないというものではありませんので、サービスとしては準備ができるのではないかとこのように思っています。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（９番 真壁 容子君） 連合長、先ほど執行部のやり取りを聞いてくれたように、供給はほぼできるのではないかとこのふうに見てるとのことなんですよね。先ほど議会の中でしたときに、会員のデイサービスがなくなって、若干数字が減ってきているという説明もあったんですね。連合長、介護保険ができるときにどういう説明があったかという、年金暮らしをしている方々のお金を介護保険で地元で落とすんだって、こういうことを言った。だから地域で、自分とこの管内で施設を造って、訪問介護、訪問通所、それから施設介護でお金を落としてもらって、そこで働いている人を増やしていくんだというのがあったわけですね。地域内循環のことですよね。それはそれで大事なことだと思うんですけども、実際、南部町においていえば、少なくとも連合の中においては、南部町での通所施設が１つ減って、その数字が下がってきているという問題ですね。それから、あるとはいっても場所が変わって米子に行ったら時間かかるわけですよ。介護時間が。高齢者にとっては深刻な問題ですよね。なるだけ安心して住み続けられる地域というのであれば、近くにデイサービスが通えて、訪問看護もステーションが近くにあるということが、その構築が必要ではないかと思うんですよ。とりわけ連合管内を見たときに、全国的には中山間地域は大変だって言うんですね。ここで見たら、日吉津はちょっと置いて、伯耆町の溝口側と南部町の南部のほうですよ。ところが伯耆町は、旧溝口は、社会福祉協議会ですか、そこが持っていて、そこに一般財源を投与して訪問介護の支援をしてるんですよ。私は介護保険のそういう仕組みこそが維持していくことにつながっていくのではないかと思うんです。

それで、それは単町村ごとで考えることだっていうふうに返事が返ってくるかもしれませんが、私はもう広域連合解散したほうがいいと言いながら、メリットというのは、３町村そろっているから、いいとこを学び合いながら、それを補強していくような仕組みというのを考えていったらいいと思うんですよ。それから見たときに、連合長、足りてるからいいのではなくって、使う側からした場合と、距離がかかったら、やっぱり通所は事業所も嫌がるんですよ。実際、大木屋の方が家で面倒見てほしいと言ったのが、ごめんなさいね、施設の方が来て無理だと、ここへ来るのは、もう施設に入ってくれ、こうなっちゃうんですよ。それでいえば、施設に入ってたのではなくって、広域連合で掲げている地域包括ケアシステムの深化にはならないじゃないですか。その辺をどのようにお考えですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長です。確かに効率の悪い訪問介護等の事業所のリスクをどのように公的に保障するのかといったことは、各町の中でいろいろ知恵を絞りながらやっておられるという具合にも思っています。私もそういう相談を受けたことがありますので、確かにそう

いうことはあろうと思っています。

元に戻りまして、36ページのこのグラフの中で、在宅サービスが低いのが一体どういうところにあるのかといったことは、私ももう一度真剣に各事業所にとったり、例えば対極にあるのは江府町のこういう位置にありますので、これはどうしてこういう数字になるのかといったところは調べてみる価値はあるなと改めて思ったところです。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（9番 真壁 容子君） 私も同じことを思っています。この事業計画つくるのも、いろいろとお金を使ってニーズ調査してこういう結果が出てきたので、これを見ていながら、広域連合の特徴としてはどういうところがよくってどこに課題があるのかということを、特別な課題があるかもしれません。せっかく広域を組んだというのであれば、各町村の違いを見ながら、どこに住もうとも広域連合の中で同じようにサービスが受けれる、これをしていくのが広域を組んだ連合の責任ではないかというふうに思いますので、そこについてはこの調査をしていただいて、それと、地域包括ケアの深化というのであれば、在宅サービスの充実を図るための特別な努力をしていただきたいということですけども、その点は言っておきますね。それ返事もらったところであれです。

それで、連合長、もう一つは、私、今度、こういうふうに、私はこの介護保険がこのままではなかなか難しいのではないかと。2025年に介護保険の危機とか言われていますよね。第10期の保険料が幾らになるのかということを見たときに、末恐ろしいというか、もうサービス量減らさない限りは介護保険料が上がっていくということになります。住民の暮らしは物価高騰で大変で、アンケートを取っても、今、伯耆町のほうでアンケート取るのに協力させてもらっていますけども、一番先に出てくるのが公共料金の引下げなんです。特に介護保険料、何とかしてほしいという声があるわけですね。そういうとこで見た場合、国のやっている施策に対してのやっぱり意見を言っていかなければ介護保険がもたない。そういう意味でいえば、今回の訪問介護で2024年から始まった訪問介護報酬、これは約2%から3%の、連合長は若干介護報酬が上がったと言いますが、そうではなくって、訪問介護についていえば2%から3%下がっているわけですよ。その理由は、国がどういうふうにそうしたというふうに連合長はお考えになっていますか。それが本当に正しかったのか。その辺、ちょっと御意見を聞かせてください。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 連合長でございます。2%かどうかは定かではありませんけれども、確かに下がっているという実感を多くの皆さんからお聞きしています。これは厚労省のほう

もそのように認めていますので、ぜひとも次の改定の中では見直しをしていただきたいと。原因というものは定かには理解していません。

○議長（勝部 俊徳君） 真壁議員。

○議員（９番 真壁 容子君） 厚生労働省では介護事業所が４割が赤字だと言っている。この理由ですよね。赤字なのになぜ報酬を下げたか。高い利益を上げているのはサービス付高齢者住宅などの集合住宅を移動時間なく訪問する事業所が、ここが高い利益を上げているから、結果として基本報酬を引き下げてもいいという結果になった。ところが、もう一つは、訪問介護事業所、私たちはなくなった、なくなったって言うてるけども、厚生労働省は開き直って、いや、減っていないんですよ、かえて微増だと、こう言っているわけですね。その理由が分かったんですよね。高い利益を上げて、都会に建てるサービス付高齢者住宅は、移動費なんか要らんのです。時間も。もうけることができますよね。１つのサービス住宅で何十人ってサービスできるんですからね。そういうところが都市部に増えてきて、４７道府県中、東京都も入れて２６の道府県で数字が下がってきているということなんですよ。だから一部のところでは増えているけれども、中山間地域ですね、そこは減ってきているんですよ。だったら厚生労働省に、その一部の大企業のサービス付高齢者住宅での利益のために報酬をだからといって引下げではなく、中山間地域で介護保険が成り立つ制度を考えろということを言っていっていただければ、お金は払っても介護は受けられない状態というのは、こういうふうに僻地である鳥取県やうちのようなところにこそ被害が及ぶんだということではね、私は、連合長は声を上げてこのことを言って、この訪問介護の報酬引下げは来年度から絶対元に戻すという意見言っていたいただきたいんですが、どうですか。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 私もそのように思います。都会の便利なところのサービスと、動けば車のガソリン代と時間ばかりかかるような地方部とは全く状況は違いますので、その辺については厳しく首長として申し上げていきたいと思っています。

○議長（勝部 俊徳君） まとめてください。

真壁委員。

○議員（９番 真壁 容子君） はい。最後に、私は、国の負担増を増やすことを提案して、連合長にお聞かせ願いたいと思います。今、介護保険の負担割合見たら、介護保険の中で２５％が国の負担です。これを３５％に上げろというのは、自民党も含めて、公明党も含めて賛成していた時期がありました。この１０％上がることによって、サービスを提供して下さっている介護者に対する賃金の引上げ、それと保険料の軽減等にもつながっていくと考えるのですが、連合長は

この少なくとも介護保険給付費、全体給付費の13兆円の10%、1.3兆円を毎年介護保険の財政につぎ込んでいていただきたいということについて声を上げていただきたいのですが、どうでしょうかということをお願いして、私の質問を終わりますが、答弁をお聞きいたします。

○議長（勝部 俊徳君） 陶山連合長。

○広域連合長（陶山 清孝君） 介護保険を持続的なものにするためには、努力も必要ですが、国、国の支援といったものも当然必要だろうと思っています。持続可能なものになるために、国のほうももっとしっかりとやっていただきたいといったことは、これまでも言ってきましたし、これからも物を申していきたいと思っています。

○議員（9番 真壁 容子君） 終わります。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上で9番、真壁容子議員の質問を終わります。

以上をもちまして通告のありました一般質問は終了いたします。

日程第12 議案第2号

○議長（勝部 俊徳君） 続きまして、討論、採決に入ります。

日程第12、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第2号でございます。南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正につきましては、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） 本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会におきまして付託しておりましたので、質疑を省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第2号、南部箕蚊屋広域連合議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

議案第 2 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 3 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 3、議案第 3 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

この件につきましては、総務民生常任委員会に付託をしておりましたので、委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第 3 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略いたし、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上で討論は終結いたします。

これより、議案第 3 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計補正予算（第 2 号）を採決いたします。

議案第 3 号は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 4 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 1 4、議案第 4 号、令和 6 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業

特別会計補正予算（第２号）につきまして、これを議題といたします。

この件につきましては、総務民生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第４号、令和６年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、全会一致で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略いたし、これから討論を行います。

まず、原案に反対の議員の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の議員の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより、議案第４号、令和６年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計補正予算（第２号）につきまして採決いたします。

議案第４号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立、全会一致でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第１５ 議案第５号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第１５、議案第５号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして、議題といたします。

この件につきましては、総務民生常任委員会に付託しておりますので、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 議案第５号、令和７年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会

に付託をしておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9 番、真壁容子議員。

○議員（9 番 真壁 容子君） 令和7年度の一般会計当初予算について反対をいたします。

大きく言って2つです。

私は広域連合議会に出させていただいて以来、ずっとこの一般会計予算には反対をしています。理由は、広域連合の在り方の見直しをしてきています。特に第8期、もう少し前ですね、地域包括ケアという名前が出てきて、その取組をしていくときから、地域包括ケアを幾ら広域連合の中で言っても、やっていくのは町村でやっていくわけです。僅かな支援事業としてのお金が出てきますけれども。そういうことを考えれば、介護保険だけ一つを取って広域をつくってするという方向よりも、自治体での今後の介護の状況とか見た場合、予防の問題とか、医療、あらゆる福祉のことを考えて、一緒に介護保険も考えていくと、こういうふうにしていくことが自治体の中でも介護保険の運営をスムーズにしていけるのではないかとこのように考えています。

それと、広域連合をつくったメリットが発揮されていないのではないか、このことも反対討論の中で言わせてください。今回の委員会の審査の中で、認定率が伯耆町はだんだん下がってきている、南部町は上がってきているという問題とか、滞納状況を見れば、1つの町が異常に滞納率が高くなっている問題とか、いろいろ分かってくることがあるわけですね。どこそこがよくっていけないのではなくって、私は、広域連合を構成しているのであれば、その点を率直に出し合いながら、いいところは学び合う。そこも私は議会や執行部の中でも十分話されているのではないかとこのように思っていますが、そういうことについて取り組むのではなくって、全く、申し訳ないですが、保険屋さんになってしまっているということが非常に残念でなりません。

意見としては、広域連合は見直すべきではないかということと同時に、せっかくつくったのであれば、そこでの3町村がある知恵と力を使って、どうあるべきかということをもっと話し合えるような広域連合にしていくべきではないかという指摘が一つ。

それともう一つは、今回、これは広域連合のせいではありませんが、各町村にも下りてきて、こういう自治体の下りてきて賛否が問われるのですが、これ反対理由にするのは、いわゆる国の標準化に当たっての負担の事です。今回、約5,500万ぐらいの増のほとんどをこれに充てるということですが、委員会の中で聞き取りをしたのでは、執行部等や町も話し合って、自庁方式ですることによって約2億円ぐらいの負担軽減になる。このように努力されてきたことには評価をしたいというふうに思っています。評価されるべきだというふうに思いますが、そもそもこの

こと自体を考えた場合に、システムの標準化にとって、これは確かに国民に対しての利便性はあるかもしれませんが、本来、国が持つべきであって、これを特に自分たちのようなガバメントクラウド、ここに乗ってこない限りは補助金出さないなんていうようなやり方について、唯々諾々と仕方がないなというふうに、取り組まないといけないのかもしれませんが、これはしっかりと声を上げていくべきだと思うし、これこそ地方自治の懷に国が手を入れてきているという内容だということで、厳しく批判されなければならないやり方だというふうに考えています。そういう点で考えれば、こういうことを反対しても仕方がないと言いますが、これこそ地方自治のよさです。国がやっていることがいけないというのであれば、それを理由として声を上げていくことは大いに可能だと考えています。

そういう立場から反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

大床議員。

○議員（3 番 大床 桂介君） 3 番、大床でございます。議案第 5 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算に関して賛成の立場で討論をいたします。

南部箕蚊屋広域連合は、南部町、日吉津村、伯耆町、3 町村合わせて 2 万 4,367 人の人口、そして 65 歳以上の高齢者が 9,144 名いる広域連合でございます。高齢者の数を見ますと、昨年は 9 名減、今年資料を見ますと 23 名減になっております。もちろん高齢化はどんどん進んでございますが、高齢者の数はどんどんこれから減っていく傾向にあるんだろうと思います。その中で、広域化で行うメリットに関して、やはり保険料を平準化するであるとか、それから、高齢者の人数も少なくなりますので、そういったサービスを維持していく、そういったリスクを分散していく、そういった大きなメリットもあると思います。また、3 町村でいろいろなアイデアを出しながら、今後の広域連合の中での介護保険サービスの在り方を考えていく、そういったとても大切な連合の中で、今、我々はいと思っています。

今回、令和 7 年度の当初予算の中に、11%増、これは先ほどありましたように、国の DX 化の流れによる既存のサーバーの保守あるいは改修に係るお金でございます。これは国の DX の流れがございますので、これにあらがうというのはこういった広域連合の中ではすべきではないというふうに思います。全体のことはやっぱり国のほうで調整をしていただきまして、そういった流れに乗りながら、今後も広域で負担をしていくほうがいいのではないかとこのように思います。

また、認定率、滞納の状況のお話もありましたが、これもやはり広域化で行うことによって、

そういったリスクを分散させる意味がありますので、こういったことを含めて、この議案第 5 号に関して賛成いたします。以上です。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第 5 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合一般会計予算につきまして採決をいたします。

議案第 5 号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 16 議案第 6 号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第 16、議案第 6 号、令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして、議題といたします。

本件につきましては、総務民生常任委員会に審査を付託しておりますので、委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第 7 号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更につきましては、総務民生常任委員会をもって審査の……（発言する者あり）すみません。失礼しました。議案第 6 号でございます。失礼いたしました。令和 7 年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算は、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。失礼いたしました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9 番、真壁容子議員。

○議員（9 番 真壁 容子君） 令和 7 年度の介護保険事業特別会計の予算に反対をいたします。

理由は、高い保険料、利用料の減免を求めています。今回、予算総額が約 31 億、その中で、

65歳以上からの1号被保険者の保険料が6億1,200万、介護保険が始まる前はこの6億1,200万という住民からのお金ではなくって措置制度でやっていた経緯があることを考えれば、保険制度ができて、65歳以上の方々から6億円を超すお金が公費として徴収されているという流れになっています。

介護保険制度は、この保険料は、所得段階別に、今10段階ですか、されているということで、そこでバランスが取れているのではないかという意見もあるかもしれませんが、これは低所得者だけではなく、標準世帯等から見ても、1人当たりの介護保険料です。家族が2人おれば当然2人分かかっているものですから、介護保険料が高いというのは、65歳になって、65歳ショックという言葉も出ていることを考えても明らかだと思います。

そして、利用料については、なるほど施設サービスについては補足給付等があるんですけども、年々改悪されてきています。一番必要だと言われている在宅サービスについては、この減免措置というのが、利用料減というのがないわけですよ。少なくともこの利用料については、所得に応じた利用料減免制度をつくる必要があるのではないかというふうに考えています。

それで、2つ目には、先ほども一般質問で言わせてもらいましたが、連合そのものが言っている地域包括ケアシステムの深化と言いながら、この予算の中で、現状として、在宅サービスが減って、施設介護サービスが増えてくるとい状況が続いてる。これは今後十分に調査して現状をつかんで、もしこういうふうな傾向が続くということであれば、施設介護がさらに必要になってくるのではないかと等々、やっぱり手を打っていかねば、保険料が上がるわ、自分たちの求めるサービスが受けれない、こういう事態になりかねないということを非常に危惧しているわけです。この解決法とすれば、やはり措置費のときには国が2分の1出していたのが、介護保険制度によって4分の1にされたことによって住民負担が増えてきていると、この仕組みこそ変えなければ介護保険制度が成り立っていかないというふうに考えています。

そういう点で見れば、抜本的な改善を求めるには、国のお金を投じて保険料、利用料を引き下げることに取り込むこと、それができない場合は、市町村が一般財源等も入れながら、住民の暮らし第一に考えるならば、公共料金の引下げを考えるべきではないか、このことを指摘して、反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、次に、原案に賛成の議員の発言を許します。

7番、景山浩議員。

○議員（7番 景山 浩君） 7番、景山でございます。私は、この議案に賛成の立場から討論をさせていただきます。

まず、本連合は自ら介護サービスを提供する主体ではないこと、そして介護保険法という非常に細かい役割を定められた制約の中で、設置の趣旨であります3自治体が力を合わせて保険財政の健全化、そして効率的な運営、健全な運営というものに資していくということを審査の過程で十分に果たしておられるというふうに確認をさせていただきました。

予算内容についてですが、経年推計に基づいた各種介護ニーズの変化に即したものとなっており、特別養護老人ホームの待機者数なども減少するなど、そういったことが確認をできております。また、添付資料によれば、所得階層1ないしは2の皆さんの介護認定率が非常にほかの階層に比べて高くなっている、利用者数も多くなっているといった、これ自体はちょっと残念なことではありますが、ただ、介護サービスの流れや利用料の資金的な流れからいえば、一定程度、税ではなく、料ではありますけれども、所得の再分配機能も果たしているのではないかなというふうに判断をさせていただきました。

以上のようなことから、本議案には賛成すべきという立場でございます。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第6号、令和7年度南部箕蚊屋広域連合介護保険事業特別会計予算につきまして採決いたします。

議案第6号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第7号

○議長（勝部 俊徳君） 日程第17、議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更につきまして、本件を議題といたします。

本件につきましては、総務民生常任委員会に付託しておりましたので、総務民生常任委員長の報告を求めます。

乾総務民生常任委員長。

○総務民生常任委員長（乾 裕君） 付託されました議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計

画の変更につきましては、総務民生常任委員会をもって審査の結果、賛成多数で可決とすべきものと決しました。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、本件につきましては、全議員で構成する総務民生常任委員会に付託しておりましたので、質疑は省略し、これから討論を行います。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

9 番、真壁容子議員。

○議員（9 番 真壁 容子君） 私は、南部箕蚊屋広域連合の広域計画の変更について反対いたします。

よくよく考えれば、広域連合の設置そのものに反対しておりますから、広域計画を幾ら読んでも素直に入ってこないんだと自分でもつくづく改めて思っています。こういう介護保険とか、後期高齢もそうでしょうけども、こういう保険自体が単独で一つ広域化して、連合をつくって自治体ですということは、全く保険事業のみを扱うので、民間の保険事業と変わらなくなっているなっていう感じがこれも読んで痛感しました。本当にそうだろうか。自治体と一緒にあって広域連合をつくって保険事業を行っていくというのは、社会福祉の向上が第1に上げられなければならないと思うのですが、どうしても事務的に円滑な保険事業となれば、やはり保険の業務等に重きを置いた中になっていて、非常に残念な気がしてなりません。特にここでちょっと期待することといえば、4 番目の老人福祉計画の広域化のための調査研究に関することですが、これも当初からもう介護予防と認知症施策だけに限られている。本当に自治体と一緒にあった広域化計画であれば、ここで老人福祉計画の全体の中での介護保険制度の役割等を調査研究されなければならないんじゃないかと思うんですね。

そういうことから考えれば、この広域計画を自治体の目的に沿ってるというふうになかなか思えなくて、これでは保険屋さんの計画でしかないのではないかという指摘をして、反対をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

7 番、景山浩議員。

○議員（7 番 景山 浩君） 7 番、景山でございます。私は、この議案に賛成をいたします。

介護保険自体に反対ということでしたら、それはそれで仕方がないと思いますが、維持をしていかなければならない制度というふうに考えておりますし、自治法上、この計画を策定しなければならないというふうに定められたものでございます。そして、変更項目というのは本当に時期の変更と、それと「介護相談業務」を「介護サービス相談業務」に変えるといったような軽微な

変更というふうになっておりますので、何ら反対すべき点はないのかなということから賛成をいたします。

○議長（勝部 俊徳君） それでは、続きまして、原案に反対の方の発言を許します。

〔反対討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 続きまして、原案に賛成の方の発言を許します。

〔賛成討論なし〕

○議長（勝部 俊徳君） 以上をもって討論は終結いたします。

これより議案第7号、南部箕蚊屋広域連合広域計画の変更につきまして採決をいたします。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（勝部 俊徳君） 起立多数でございます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

_____・_____・_____

日程第18 閉会中の継続調査の申し出について

○議長（勝部 俊徳君） 日程第18、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長、山路有議員から、閉会中も次期定例会の日程等について十分調査を行う必要があると調査申出がありましたので、これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長、山路有議員から申出のとおり、閉会中の継続調査に付することと決定いたしました。

_____・_____・_____

○議長（勝部 俊徳君） それでは、以上をもちまして今期定例会の会議に付議されました議案は全て議了いたしました。よって、令和7年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたしたいと存じます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（勝部 俊徳君） 御異議なしと認めます。

それでは、以上をもちまして令和7年第2回南部箕蚊屋広域連合議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

午後3時28分閉会
